

記者会見の動画 <http://iwj.co.jp/wj/open/archives/105588>

2013/10/07 大江健三郎氏ら「九条の会」がアピール文発表 「解釈改憲による集団的自衛権行使容認は戦争への道」

作家の大江健三郎氏をはじめ、日本国憲法の改正に反対する知識人らが呼びかけ人に名を連ねる市民団体「九条の会」が記者会見を行い、『集団的自衛権行使による「戦争する国」づくりに反対する国民の声を』と題するメッセージ文を発表した。この日の会見に出席したのは、大江氏の他、東京大学名誉教授の奥平康弘氏、作家の澤地久枝氏、東京大学教授の小森陽一氏の4人。大江氏は「この6ヶ月ほどの間に日本人の運命、日本という国の運命が決まる」と心境を語り、安倍政権が進める憲法の解釈変更による集団的自衛権の行使容認に強い懸念を表明した。

憲法学が専門の奥平氏は、「(安倍政権は)はじめは96条先攻改正を言っていた。しかし、立憲主義の危機という指摘がなされると、政府は解釈改憲を言うようになった」と指摘。安倍政権が秋の臨時国会で成立を目指す特定秘密保護法も、集団的自衛権行使容認の動きと連動しているとの見解を示した。(IWJ・石川優)

■出席者

九条の会呼びかけ人 大江健三郎氏（作家）、奥平康弘氏（憲法研究者）、澤地久枝氏（作家）
九条の会事務局長 小森陽一氏（東京大学大学院教授）ほか

※掲載期間終了後は、会員限定記事となります。

（報道より）

○産経ニュース2013.10.7 18:57 「九条の会」が憲法解釈の変更反対をアピール



記者会見する「九条の会」呼び掛け人でノーベル賞作家の大江健三郎さん＝7日午後、東京都千代田区

護憲派の市民団体「九条の会」が7日、東京都内で記者会見を開き、「集団的自衛権行使による『戦争する国』づくりに反対する国民の声を」と題するアピール文を発表した。

会見にはノーベル文学賞作家の大江健三郎氏や東大名誉教授の奥平康弘氏、作家の澤地久枝氏ら（いずれも同会の呼びかけ人）が出席し、現在の「日本は集団的自衛権を有しているが、行使はできない」とする憲法解釈を変更しないよう訴えた。

アピール文では「安倍首相は、『憲法改正は私の歴史的使命』と憲法の明文を変えることに強い執念をもやす一方で、歴代内閣のもとでは『許されない』とされてきた集団的自衛権に関する憲法解釈を転換し、『戦争する国』をめざして暴走を開始している」として、9条改正と憲法解釈見直しの双方に反対していく姿勢を打ち出し、護憲勢力の結集を呼びかけている。



記者会見する（左から）東京大大学院教授の小森陽一さん、作家の大江健三郎さん、東京大名誉教授の奥平康弘さん、作家の沢地久枝さん＝7日午後、東京都千代田区

憲法9条を守ろうと2004年に結成された市民団体「九条の会」が7日、都内で記者会見し、集団的自衛権行使容認に向けた動きなどをめぐり「日本国憲法は大きな試練の時を迎えている。『戦争する国』づくりに反対する」とのアピールを発表した。

記者会見には、会の呼び掛け人でノーベル賞作家の大江健三郎さん、奥平康弘東京大名誉教授、作家の沢地久枝さんらが出席。「戦後最大の転換点」「憲法は断崖絶壁のそばにいる」と危機感を訴えた。

アピールは、安倍首相が集団的自衛権行使容認に向け憲法解釈を変更しようとしていることを「『戦争のできる国』を目指して暴走している」と強く批判した。

（9条の会アピール全文 10月7日）

集団的自衛権行使による「戦争する国」づくりに反対する国民の声を

日本国憲法はいま、大きな試練の時を迎えています。安倍首相は、「憲法改正は私の歴史的使命」と憲法の明文を変えることに強い執念をもやす一方で、歴代内閣のもとでは「許されない」とされてきた集団的自衛権行使に関する憲法解釈を転換し、「戦争する国」をめざして暴走を開始しているからです。

日本が武力攻撃を受けていなくともアメリカといっしょに海外で戦争するという集団的自衛権の行使が、「必要最小限度の範囲」という政府の従来の「自衛権」解釈から大きく逸脱することは明白です。それどころか、日本やアメリカの「防衛」ではなく、日米同盟を「世界全体の安定と繁栄のための『公共財』」（防衛省「防衛力の在り方検討に関する中間報告」）とみなし、世界中のあらゆる地域・国への武力介入をめざす体制づくりです。

この企ては、本来なら衆参両院の三分の二以上と国民投票における過半数の賛成という憲法「改正」の手続きを経なければ許されない内容を、閣議決定だけで実現してしまうのです。そのため、長年にわたり集団的自衛権行使を違憲とする政府の憲法解釈を支えてきた内閣法制局長官の入れ替えまでおこなわれました。麻生副総理が学ぶべきと称賛したナチスがワイマル憲法を停止した手口そのものです。これは立憲主義を根本からつき崩すものであり、どうして容認することはできません。

それだけではありません。安倍内閣は、自衛隊を戦争する軍隊にするために、海外での武力行使に関する制約をすべて取り払い、「防衛計画の大綱」の再改定により、「海兵隊的機能」や「敵基地攻撃能力」など攻撃的性格をいちだんと強めようとしています。

「戦争する国」づくりにとも足る踏み入れようとしています。すでに安倍内閣は、防衛、外交に関する情報を国民から覆い隠し首相に強大な権限を集中する「特定秘密保護法案」や日本版NSC（国家安全保障会議）設置関連法案などを臨時国会に提出しようとしています。自民党が作成した「国家安全保障基本法案」では、「教育、科学技術、運輸、通信その他内政の各分野」でこれらの「安全保障」政策を優先させ、軍需産業の「保持・育成」をはかるとしているばかりでなく、こうした政策への協力を「国民の責務」と規定しています。これを許せば、憲法の条文には手をふれないまま自民党が昨年四月に発表した「日本国憲法改正草案」における第九条改憲の内容をほとんど実現してしまいます。

さらには福島原発事故の無責任と棄民、原発技術輸出の問題、その他問題山積の現状があります。

戦前、日本国民はすべての抵抗手段を奪われ、ズルズルと侵略戦争の泥沼に巻き込まれていった苦い経験をもっています。しかし、いま日本国民は国政の最高決定権をもつ主権者であり、さらに侵略戦争の教訓を活かした世界にも誇るべき九条を含む日本国憲法をもっています。いまこそ日本国憲法を守るといふ一点で手をつなぎ、歴史の教訓に背を向ける安倍内閣を草の根からの世論で包囲し、この暴走を阻むための行動にたちあがりましょう。

二〇一三年一〇月七日

九条の会